

【議案第51号関係資料】

令和6年度に実施する給付金事業について

物価高騰の影響を受けた市民を支援するため、令和5年度より取り組みを進めている低所得世帯への給付金（住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・子育て世帯へのことも加算）に加え、新たに住民税非課税等となる世帯及び定額減税を十分に受けられない方々への給付金事業を、下記の通り実施しようとするものです。

1 給付金事業の概要

(1) 令和5年度実施事業（実施中）

（実績は、令和6年5月1日時点）

		【1】住民税非課税世帯	【2】均等割のみ課税世帯	【3】子育て世帯への加算	
対象世帯		令和5年度の住民税の課税がない世帯	令和5年度の住民税所得割の課税がない世帯（【1】を除く）	【1】【2】の対象世帯（※同一世帯の18歳以下の児童が対象）	
基準日		令和5年6月1日	令和5年12月1日		
給付額		3万円／1世帯	7万円／1世帯	10万円／1世帯	5万円／児童1人
実績	世帯数	33,082世帯	33,777世帯	3,992世帯	5,104人分
	支給額	9.9億円	23.6億円	4.0億円	2.6億円

(2) 令和6年度実施事業（予定）

		【4】低所得世帯への給付		【5】調整給付
		新たに非課税等となる世帯	子育て世帯への加算	
対象		令和5年度の住民税所得割が課税されていたが、令和6年度は課税がない世帯	左欄の対象世帯（※同一世帯の18歳以下の児童が対象）	定額減税額が所得税額及び住民税所得割額を上回るため、定額減税の効果を十分に受けられない者
基準日		令和6年6月3日		
給付額		10万円／1世帯	5万円／児童1人	定額減税しきれない額
見込み	世帯数	5,000世帯	1,000人分	55,000人
	支給額	5億円	0.5億円	27億円

(3) 対象者へのお知らせ方法（「【4】低所得世帯への給付」「【5】調整給付」共通）

各給付金の対象者に支給案内を郵送します。

- ① 本給付金事業で使用可能な口座（国に登録されている公金受取口座等）が把握できる方は、手続き不要です。
- ② ①以外の方は、支給案内に同封の確認書又はオンラインで申請が必要です。

(4) 周知・広報

最新の情報を市ホームページで随時掲載するとともに、広報あかし等により周知を図っていきます。

2 スケジュール案

2024年（令和6年）6月3日	事務処理基準日
7月中旬	支給案内の発送を開始
8月上旬～	順次、振込みを開始
10月31日	申請期限
11月30日	支給完了

3 予算額（案）

(1) 歳出

総額：33.8億円

<内訳>

需用費	400千円	事務用品等の購入費、光熱水費
役務費	23,000千円	書類の郵送費、給付金の振込手数料
委託料	106,500千円	システム構築・保守管理業務、封入封緘業務、 コールセンター運営業務
使用料	100千円	コピー機使用料
補助金	3,250,000千円	給付金

(2) 歳入

総額：33.8億円 ※国庫補助金(10/10)